

第2回岩手県分権推進会議議事録

(日時:平成19年11月1日(木)午後2時10分～5時10分、場所:エスポワールいわて)

○ 次第

1 開会

2 議事

(1) 本県における分権推進のための課題解決の方向性について

(2) 各行政分野における市町村と県の役割分担等の考え方

(3) その他

3 閉会

○ 出席者

(岩手県分権推進会議委員)(五十音順、敬称略)

相原正明委員、稲葉暉委員、小笠原裕委員、小野仁志委員、小原豊明委員、川村光朗委員、
北村喜宣委員、熊坂義裕委員、佐々木りほ子委員、鈴木宏延委員、高橋聡委員、多田欣一委員、

平木協夫委員、役重真喜子委員、谷村邦久委員

(県委員)

知事 達増拓也座長

企画理事兼県南広域振興局長 酒井俊巳委員

総合政策室長 勝部修委員

地域振興部長 藤尾善一委員

総務部長 川窪俊広委員

1 開 会

○和山主幹 それでは、ただいまから第2回岩手県分権推進会議を開会いたします。

最初に、今回が初めてのご出席となる委員をご紹介します。

小原豊明委員です。

佐々木りほ子委員です。

谷村邦久委員です。

以上でご紹介を終わります。

なお、谷村委員と川久保委員は都合により途中退席となります。

また、資料はあらかじめお送りしておりましたが、お持ちでない方はおられませんでしょうか。

なお、お手元に北村委員と熊坂委員からの提出資料を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、岩手県分権推進会議設置要綱第4により、知事が座長を務めることとなっておりますので、ここからは座長に議事の進行をお願いいたします。

2 議 事

(1)本県における分権推進のための課題解決の方向性について

(2)各行政分野における市町村と県の役割分担等の考え方

(3)その他

○達増座長 それでは、ただいまから議事に入ります。

最初に、本日の議事の内容について確認させていただきたいと思います。1点目として、第1回目の推進会議においては、本県が進めてまいりました市町村優先の行政システムの構築に向けた取り組みなどをご説明し、今後の分権推進に当たっての課題などについて委員の皆さんからご意見をいただいたところでもあります。今回は、このご意見に対する対応の方向について、各委員からご意見をいただきたいと思います。

2点目としては、第1回の推進会議でご了承いただいた市町村と県の役割分担のあり方を踏まえながら、各検討部会において各行政分野における市町村と県の役割分担の考え方の検討を行っているところであり、この検討状況について各委員からご意見をいただきたいと思います。

それでは、議題1の本県における分権推進のための課題解決の方向性について、関係する各部局の企画室長等から対応の方向性を説明いたします。

○千葉首席政策監 恐れ入ります。資料1—1をお開き願います。まず、私ども総合政策室でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回大きなくくりといたしまして、分権改革への取り組みのあり方、同じく分権型社会に求められる自治体職員像、行政と民間の協働ということにつきまして、いろいろとご発言をちょうだいいたしました。順次、ご説明をしたいと思います。

この分権改革への取り組みのあり方につきましては、非常に大きいお話でございまして、そもそも分権改革についてどのように取り組んでいくのか、あるいは地域の自立についてはどう考えていくのか、現在の進め方の中で市町村によって非常に温度差があるのではないかと、あるいは現在の法律は機関委任事務時代に成立されたという前提でのものを解釈的に対応しているのではないかと、これからあるべき法律状態を提案する必要があるのではないかと、という4点について、大きくご意見をちょうだいしたところでございます。

私どもの取り組みですが、地方分権全体の進め方につきましては、ここに書いていますとおり、

現在知事会におきましても特別委員会の中に小委員会を設置いたしまして、21世紀にあるべき地方分権改革について議論を進めているところでございます。その議論の方向、提案の趣旨に沿って検討部会等で課題を整理し、緊急提言に反映させていきたいと考えております。

また、地方が自立していくためには、大きく3つの権限が確立していることが必要であると考えておきまして、第1次改革で取り組みました自治行政権、あるいは三位一体改革で取り組んだ自治財政権、まだまだ不十分でございますが、これに加えまして条例制定権の拡大などを通じた自治立法権の確立と、この3つの確立が重要であると考えております。したがって、その実現に向けまして知事会等と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、分権改革を推進するためには、市町村あるいは住民の皆様の理解が当然不可欠でございますので、毎年度、これまでもフォーラムとか説明会などを行っておりますが、これらを充実させる方向で理解促進に取り組んでいきたいと考えております。

また、これからの法律との関係でございますけれども、現在知事会でもプロジェクトチームを設置しまして、例えば国の過剰関与の調査、随時提言等を行っております。これらの調査を通じまして問題点を明らかにし、政府の分権委員会に改善策を提案していく予定でございます。その内容やご意見を踏まえて課題を整理し、緊急提言に反映させていきたいと考えております。

また、2つ目の自治体職員像についてであります。実は現在県のほうで策定を進めております新しい地域計画におきましては、住民本位の分権改革ということを大きな柱として位置づけております。今回の提言の趣旨に沿って研修やセミナーの開催などを行いながら、分権時代に対応した職員づくりを推進していきたいと思っております。書き込んでおりませんが、具体的には例えば政策法務能力の充実、例えば行政手続、行政訴訟、情報公開などにも十分知識と経験を持った職員等を育成していく必要があると考えております。また、組織パフォーマンスということで、組織力ということを今回計画の中で書いておきまして、その組織パフォーマンスの向上として、職員の意識改革に加えまして組織力が最大限に発揮できる体制づくりということを盛り込んでおります。この中で、現在具体的な取り組みを検討中のところでございます。

最後に、行政と民間の協働については、現在策定中の計画の中で民間力、地域力、いわばオール県民力が最大限に発揮できる仕組みづくりということで、岩手型の市場化テストの導入検討、指定管理者制度の拡充など、民間力が発揮される仕組みづくりについて盛り込むこととしており、現在、この中で反映させたいと考えております。

また、その仕組みづくりとして、県民サービスの向上という視点が重要ですので、指定管理者のモニタリングや県民参加の協働の取り組みなどについても盛り込んでいくこととしておきまして、この中で反映させたいと考えております。

以上でございます。

○望月地域企画室長 それでは、続きまして資料1—2をごらんいただきたいと思います。地域振興部地域企画室の望月と申します。よろしく申し上げます。

地域振興部、大変数が多いでございますので、この中から幾つかポイントを絞って説明させていただきます。まず最初に、10番のところですが、熊坂委員からコミュニティ対策の関係で意見がございました。少子高齢化、過疎化が進んでおきまして、人口減少、コミュニティの危機ということが言われております。現在県と市町村が協力しまして、コミュニティの調査をしております。県内大体3,700ぐらいの町内会があると言われておりますが、全県を対象に、現在、どのような状況になっているのか、どのような対策が必要なのかといったことを調査しております。その結果により、そこに書いてあるような草の根コミュニティ大学などにより地域リーダー育成などを行っていきたいと考えております。

それから、14番の振興局の今後ですが、実は県議会でも随分最近議論なされていて、9月議会

でも知事から市町村との適切な役割分担のもと、市町村合併の進展や産業振興の状況等を勘案して、22年度に一定の姿を示すと答弁をしており、その中で反映させていきたいと考えております。

次の3ページ、1—3をごらんいただきたいと思います。17番、県のシンクタンク機能、専門性、こういったものを強化すべきだという意見をいただきました。例ですが、地域振興部の場合、4大サポートセンターということで考えており、例えば地域企画室では公共交通の維持、それから市町村課では合併に伴う新市町のまちづくり支援、それからIT推進課ではITサポート支援、地上デジタル対策であるとか、あるいはブロードバンド対策、それから、地域振興支援室では定住交流サポート、こういったサポート機能を充実させようということで取り組んでいますが、これを全庁的に広げていき、シンクタンク機能のようなものを強化していきたいと考えております。

次に、4ページの28番です。権限移譲のメニューですが、なかなか市町村にとってのメリットが見えないというご意見をいただきました。18年度以降、権限移譲の県の指針を見直しまして、1つは住民サービスが向上するような権限移譲を図ろうと。それから、2つ目として、市町村で欲しい権限を移譲すると。それから、3つ目として、市町村の能力向上につながる権限の移譲を進めていこうと考えております。市町村優先の原則に基づきながら、今後も積極的に進めていきたいと考えております。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。35番、パスポートの例が役重委員からお話ございました。利便性はかなり向上したと思っております。例えば県北の洋野町では、ことしからパスポートの交付権限の移譲を受けたわけですが、これまでは役場で戸籍抄本をとって、久慈市まで行ってパスポートを受けていたわけですが、今回種市の役場に行けばそれが全部できるということで大変好評をいただいております。ただ、例えば花巻から盛岡に通勤されているような方には、ちょっと不便な面はあるということで、県のパスポートセンターがアイーナにあります、ここでも受け取ることができるようにやっております、さらに改善を進めていきたいと考えております。

それから、38番、権限移譲をもっと積極的に勝ち取るようにというご意見です。現在、検討部会で県と市町村の具体的な役割分担などについて検討を進めており、お手元の参考資料、参考のA4の資料の7ページ、分権推進会議の検討部会の委員の一覧ですが、各部会の中に市町村の副市町村長さん方とか、部長さん方とか、こういった幹部の方に入ってきて、積極的にここで意見交換をしている、こういった取り組みが1つ。それから、A3のほうの資料の権限移譲推進のモデル市町村、今年度は花巻市など3市町村程度になるかと思いますが、こういったものを設置して、県でもさまざまな支援を行っていきます。

次に、1枚飛びまして7ページです。市町村の広域連携という稲葉委員等からのご意見がございました。現在、県の合併推進審議会に県から諮問しており、この中では合併効果の検証とか、あるいは知事が合併の協議会の設置の勧告、このあり方を諮問しております。現在審議会のほうでさまざまな作業を進めております。こういった中で合併の推進に取り組んでおりますが、それと同時に県としても一部事務組合でありますとか、広域連合、こういった広域的な行政処理の進め方について研究を進めてまいりたいと考えております。

それから、8ページをごらんください。56番、県と市町村の職員の人事交流などによる研さんが必要というご意見でした。県と市町村の人事交流の状況ですが、平成17年度は県から市町村への交流が9、それから県から市町村への派遣が6、交流では同じ数の職員が市町村から県のほうに来ております。合わせて15。それから、18年度は交流が19、派遣が6、計25。今年度、平成19年度は交流が9、派遣が19、これは権限移譲に伴うポイント式一括移譲という新しい制度をつくり、これで14名派遣が行っています。こういった人事交流等をさらに充実させていきたいと考えております。

地域振興部の関係は、以上でございます。

○瀬川総務室長 総務室の瀬川と申します。総務部関係、10ページです。60番から62番まで北村先生から政策法務の必要性等について、ご意見をいただいております。地方分権の一括法が

できた際に、それを受けて県でも平成11年に条例規則等の改正の指針をつくって、これに基づいて法律で規定する事務も含めて条例の制定等進めてきているところですが、ご発言、ご意見にもあったとおり、もう少し先駆的な事例もよく研究し、参考としながら、きょうのメモでもありましたが、全庁的な認識の共有が必要と考えております。

それから、職員の政策法務能力の向上は、重要な課題と認識しております。現在、人事課で行うさまざまな研修の中で政策法務講座等がありますが、そのほかに総務室におきましても法務担当のスタッフが連続研修を毎年行っているとか、あるいは庁内のワーキンググループで政策法務の関係の検討等を行い、各部の能力向上を支援するといったことを行っております。今後、一層充実させていくことが必要と考えております。

また、市町村の支援につきましても、窓口の市町村課とよく連携しながら応援させていただきたいと考えております。

それから、61番も同じような趣旨で、幾つか条例の事例もございますが、さらにこうした取り組みを進める必要があると考えております。

それから、62番で、特に行政手続法、それから訴訟関係につきまして、先ほどの研修等でもいろいろ盛り込んでおりますが、特にも先生のご発言にありました行政不服審査法の改正が予定されており、そういった国の動きもよく見ながら、必要な研修の追加なり、あとそれに対応した体制の整備が必要と考えておりますので、今そういった準備、検討を行っております。

それから、中ほどに全庁一斉の点検がありますが、行政手続法の関係で、許認可等で長い間放置されているような事例がないか、昨年度は4回そうした点検活動を行っているところでございます。

それから、こういった分野につきましても市町村の支援に取り組んでいきたいと考えております。

それから、63番、小野委員からのご発言ですが、振興局の再編に伴い職員が大幅に減少した庁舎については、市町村とも連携して建物の有効活用を図ってまいります。遠野の行政センターの庁舎では、18年度から遠野市の地域振興部に一部執務室として貸して活用していただいております。県と市の事業の連携強化、あるいは事業者の方にとっても業務の手続が同一施設でできるなど評価いただいております。

以上でございます。

○古内保健福祉企画室長 それでは、続きまして9ページです。保健福祉部関係では2つのご意見をいただいております。

まず、1つ目でございますけれども、後期高齢者医療広域連合については、平成19年2月に設立され、県職員は派遣していませんが、これまで設立に向けた準備段階から担当者も参画させていただき、いろいろ助言させていただいて参りました。今後、高齢者医療制度の取り組みに当たっては、現在国でもいろいろな動きがあるようですが、広域連合が運営の主体であるということを十分尊重した上で、これまでと同様、必要に応じて助言、支援に努めて参りたいと考えております。

2つ目のご意見ですが、地域支援事業の実施主体は、市町村でございます。それぞれ市町村が独自のご判断で、さまざまな形態をとっておられます。例えば軽減措置なども市町村によって違ってまいります。そうしたこともあり、県が一律のサービス基準をお示しすることは、県の役割からいってなじまないのではないかと考えております。ただ、市町村によって格差が大き過ぎることはいかがなものかという考え方もございますので、実態をよく把握させていただいて、市町村や住民の方々に対して情報の提供に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○達増座長 以上、資料1に沿いまして関係部局から説明がありました。各委員からご質問やご意見等いただきたいと思しますので、挙手願います。

はい、北村委員。

○北村委員 上智大学の北村でございます。お手元に1枚紙のメモを用意させていただきましたが、今のところと若干関係がございますので、紹介方一言発言させていただきます。

総務部からご対応の状況、非常に詳しくご報告していただき、まことに結構な方向でのご検討だと認識してございます。全庁一斉点検というのは大変なことかとかは思いますが、十分にその意義をご理解いただいているので、うれしく感じました。私がそこに書いた、具体的には一番下の3のところですが、最近法令改正等があり、行政がますます訴えられやすくなっておりまして、行政側の敗訴判決というのも以前より増して多くございます。恐らくそういう情報を全庁的に共有するのが大事かと思っております。ですから、恐らく総務室が判例集をいつも講読されているでしょうから、関係各課に、「こういう自治体でこういうことがあって敗訴したが、本県は大丈夫か」という情報提供等をしないと、なかなかリアリティーが持てないわけです。抽象的に「どうだ」と言っても「大丈夫だ」と言うに決まっていますから、他の自治体の具体例を他山の石として提供して、それをまた関係する課に対応を報告させると。そういうことをやることによって、より未然に防止ができることも多うございましょうし、あるいは岩手についての政策課題の発見ということもあろうかと思ひまして、そこに書かせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○達増座長 総務部、何かあれば。

○瀬川総務室長 今のご意見も踏まえまして、庁内で参考になる判例事例等については、勉強会なり、情報共有のあり方をよく検討させていただきたいと思ひます。

○達増座長 あと、メモの1番の緊急提言については、議題1、2の後、(3)、その他のところで事務局からの提案の形で整理させていただきたいと思ひます。

ほかに。熊坂委員。

○熊坂委員 今ご説明いただいたことにつきましては、もう議事の1番に入っているんですか。議事の1番の説明なのでしょうか、今のは。

○達増座長 1—1から1—6ですか、この10ページまでの資料に基づいた説明が行われたわけですが、議題は本県における分権推進のための課題解決の方向性についてでありますので、それに関するものであれば結構です。

○熊坂委員 はい、わかりました。それでは、詳細に検討していただきましたけれども、今回の県の検証結果については、市町村にこの結果を公表していただきまして、公開ですね、そのうえで是正の方向性、また対応の方向性については、市町村と協議をしていただけるのか。あるいはこの決定でいくのか。我々とすれば市町村と協議の場を持っていただければありがたいと思ひます。

○達増座長 そうですね、では、この岩手県分権推進会議における議論の取り進め方と市町村との関係について、事務局から何かありますか。

○望月地域企画室長 分権推進会議のほうでこういった話し合いがなされたということで、この資料を全部市町村のほうに提供いたしまして、ご意見等を伺う機会をつくりたいと、このように思っております。

○熊坂委員 願ひします。

○達増座長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

小原委員。

○小原委員 前回欠席して大変申しわけないと思っておりますが、前回話されたのかもしれませんが、特に県から市町村への権限移譲のあり方についてですが、市町村にとっては新しい仕事を抱えることになるわけですし、したがって全般的な職員の研修、自治体職員像というところで研修やセミナー等々開催されるということで、職員の資質を高める上では大変大事なことだと思いますが、移譲された事務についてもそれぞれに研修ですとか、それから判断するときの迷うときにいろいろ相談できる仕組みを県の中にちゃんと用意をしておいてほしいのが1つと、それから権限移譲に伴って財源がどうなるか、もちろん事務を行うための財源そのものもありますが、例えば商工会とかシルバー人材センターとか、いろんな団体の指導監督とかいろいろ業務があると思うのですが、そういったところに出されている県の補助金が権限移譲に伴ってだんだん細くなってしまふ。国も実は県におろして予算を減らしていくということが、どうもこの一連の権限移譲の中にも含まれていると思うんです。特に国の場合は、交付税で措置することになって、具体的な補助金とかがカットされてくるんですが、交付税は確かに計算上は入っていると思うんですが、山盛りにした上で重しをのせて圧縮をして、実は入ってはいるが、どれぐらい入っているのかよくわからない。白菜の漬け物みたいなものでして、きゅうっとやると幾らでも小さくなって、出口は決まっておりますから、出口に合わせて交付税を圧縮してしまうと。そういうことで、実際、事実上市町村の財政負担が大きくなってしまふ、そのように思います。県から権限が移譲されるときも県がいろんな団体に補助金を出しているわけですが、そういうときに権限移譲に伴ってだんだん負担を市町村にゆだねていく、そういう傾向がどうしても出てくるのではないかと思っております、そういうことになりますと、今そうでなくても大変な状況ですので、その辺はしっかりフォローしていただきたいと。その2つ、お願いでございますが、よろしく願いいたします。

○達増座長 今のは本当にそのとおりでと思いますので、まずご意見として承りたいと思います。

ほかに質問、ご意見ございませんでしょうか。

役重委員。

○役重委員 資料の1—1、1ページですが、8番で佐々木委員さんのおっしゃった指定管理者制度についての対応の方向ということで、この指定管理者モニタリング等々、少し具体的な改善の方向をお聞きしたいと思うんですが。というのは、直接市町村との分権というテーマではないかもしれないのですが、やはり行政と民間の役割分担ということから、指定管理者制度というのはちょっと大きな今後のキーポイントだと思っています。私自身も教育委員会に在籍している関係で、結構体育施設、それから文化関係の施設、指定管理者制度ということで、流れに乗って、次々に導入する方向で条例改正しているという状況なんですけども、実際には民間の力を利用してサービス向上を図るという目的にはなかなかまだ直結していないというのが現状でありまして、受託団体が育っていないという部分もあって、指導、育成等にコストがまだまだかかるというのがありますし、それから利用者にとってみれば、窓口に乗っている人がかわった途端に前の役所の人とは言うことが違って困っているとか、さまざまなことがあります。

それから、佐々木委員がおっしゃっているように、基本的には入札審査という手続を経て決定される中で、非常に厳しい受託費の中で民間さんのほうも苦勞されている現状もあると私も思っています。そのあたり県にご指導をお願いした経緯もあるんですけど、なかなか具体的なアドバイスは得られなかったこともあり、このモニタリングとかそういった中で、どのようなことを改善の方向として考えているのかお聞きしたいと思います。

○達増座長 答えをお願いします。

○千葉首席政策監 現在、この計画の中でどのような取り組みを考えているかということですが、実際今お話ありましたとおり、まだ指定管理者制度ができて数年という状況でございます。その中で、いわゆる制度としては移行したというものの、今ご指摘のように実質として果たして当初ねらっ

ていた目的がどこまで果たされているか、かなりいろんなケースが想定されていると思っております。佐々木委員のご意見にもありますように、決して行政のコスト削減のために指定管理者制度を導入したという話ではないわけでありまして、例えば行政職員がやっておりますと、対応が諸制度で難しい、例えば開館時間とか、閉館時間の延長とか、あるいはいろいろな自主企画の催しとか、そういうようなプラス面、民間の受託団体さんでなければできないようなもの、新たなサービスということをまず1つ念頭に置いて、当然指定管理者決めるときにはいろいろとプレゼンをいただいて決定しているものではございます。ただ、果たして全部が全部その辺うまくいっているとは私ももっておりませんで、今おっしゃられたような壁といえますか、問題も出ているのではないかと感じております。したがって、数年経過いたしまして、県ですとまだ1回目の指定管理者で、期間がまだ満了していないということで、近年2回目の、いわゆる指定期間の満了といえますか、また新しい指定管理者をお願いするという段階が間もなくやってきますので、それまでの間に今回お示したような取り組みを現在いろいろと考えながら、次の期間では、まさに制度がねらっていた本来の目的にできるだけ近づけるような形に向上させていきたい、少々具体的な話ができてなくて恐縮でございますが、まだそういうことを検討している段階だということをご理解いただければと思います。

○達増座長 よろしいでしょうか。では、ほかに。

稲葉委員。

○稲葉委員 今回県から市町村へ大幅に権限移譲するということの中で、評価ですね、それも数値に基づいた評価というのを一部導入できないか。先ほどパスポートの話が出ましたけども、リードタイム、具体的なニーズが発生したときからそのニーズが満足されるまで、従来は振興局でやっていたときはどれぐらいかかっていた、役場に行って戸籍とってきて振興局に行ってというと、例えば30分ぐらいかかっていたと、それが20分で終わるとか、そういう例も具体的にあったほうが良い。また出来れば、例というよりも、すべからず利便性に資するということは、今言ったようにリードタイムというのですか、それが物すごく短くなるということに寄与するという感じもしますので、作業も大変かとは思いますが、全部評価する考え方でやっていただければと思います。

実は、市町村が欲しいと思っていて、まだ県から離していただけないものもあります。前も申し上げましたが、都市計画の用途区域の変更とか、実は県にお願いして1年半かかってやっと戻ってきたということで、これをまず地元の都市計画審議会に渡すというだけになれば、3分の1ぐらい、半年で終わるんじゃないかと。3倍のスピードになるわけですので、建築主事が必要であるとか、そういう人的なものも解決できないことではないと思いますので、まだ未実施で市町村から要望のあるものもそういう具体的な数字で権限移譲の必要性、効果をあらわすことも必要だと思っています。

○達増座長 それは本当にそのとおりでと思いますので、ご意見として承りたいと思います。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

相原委員。

○相原委員 県市町村の権限移譲の部分とか、あるいは県と市町村の連携というような部分がポイントの1つだと思うんですけども、権限移譲についていま一つ、県と市町村が話し合って希望を尊重しながらという流れが基本なわけですけども、住民サイドから見てどっちにあったほうがいいのかというニーズを把握することも大事なのかなと。既に何かあるのかもしれませんが、住民の立場からすると県も市町村もどこがどういうふうになっているのか、なかなかわかりにくいだろうし、パスポートのように身近でやってもらえるんだったらどんどん欲しいというようなこともあるでしょうから、何かそういうアンケート調査的な把握をしていただくこともいいのかなと1つは思います。

2つ目に、権限を移譲するという場合に、どうしても事務も増えるし、それだけの職員体制や財政のこともありますが、なかなか職員が受け入れが難しいということは常に出てくるんですけども、これからの究極の県にあり方、都道府県行政のあり方にもかかわると思うんですが、やはり市町

村と一概に言っても、今もう10万を超えているものから本当に少ない人口で、ということは職員数も非常に限られておいて、やりたいけれども職員数的にできないと。それから、県から職員派遣していただいています、それも2年で終わるのでは、とても先が見えないと思います。ですから、このことだけではないんですけども、県と市町村のあり方を考える上で、ある程度区分けをして考える時代に入っていると思います。本当に市町村行政にとって必要なものは、基本的に移譲を進めて、ただし小規模の町や村にあっては、県職員をどんどん派遣するとか、手厚い応援をします。それから、大きな都市部の市にあっては、これは自前でちゃんとやってくれということで、区分けしていいと思います。

以上です。

○達増座長 ほかに質問、ご意見ございませんでしょうか。

小野委員。

○小野委員 資料の1—3、3ページの17番で、かなりの委員さんがシンクタンク機能、専門性をということで一応ご提案されているようで、その回答として県でも重要であり、今後適切なアドバイス、判断材料の提供ということで回答されていらっしゃると思います。実際4大サポートセンターということで取り組むなどの話がありましたけれども、実際権限を移譲して、権限がもう市町村にある段階で、県はどこまでかかわっていけるのか、すごく見えないのですが、サポート的な部分、具体的なアドバイスまで本当に入り込んでいけるのか、単なる情報提供等しかできないのか、任せ切りでお願いする方向で進めるのか、そこら辺がすごく重要なところではあるのですが、権限移譲した瞬間からあとは市町村でお願いしますというような状況が発生している現状を何かしらうまく市町村と連携をとりながらできないのかと考えます。

○達増座長 これは、答えをいただきますよう。

○望月地域企画室長 今お話しになっているのは、非常に大事な視点だと思っています。例えばパスポートなんかでも、事前にいろいろ研修などをしてお渡しするわけですが、中にいろんなケースが出てくるんですね。急遽例えば外国に行っている人が病気になったんですぐ行かなきゃならない、こういう場合どうすればいいとか、そういったレアケースのサポートは非常に大事だと思っています。パスポートに限らず、権限移譲については、特に開発関係などのさまざまなトラブルのケース、その蓄積は県にあるので、こういったものを十分にフォローし、決して権限移譲したからすべて市町村ということはないように、今後とも、そういった面はさらに充実させていきたいと思っています。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 角度がちょうど逆になるかと思うんですけども、市町村合併で大きくなったところと、合併せずそれぞれ自立の道を歩んでおられる市町村があるわけで、先ほど相原さんがおっしゃったように任せてくれというところには全部任せる、反対にうちはこれだけでいいよというところも当然あるわけですからそこは県がきちっとサポートする。ご説明にありますように、まず市町村の水平補完、協力関係、それから県と市町村の間の補完で県が市町村をサポートするということがあると思います。そのときに年間1回か2回しかないような事務もあると思うんですね。例えば高度の科学知識を要する何かの検査とか、あるいは平和に順調にしている地域ではめったに起こらないトラブルへの対応とか。県全体で年に何回かしか起きず、1つの地域で見れば年に何回も起きないこと、あるいは1つの町村がそれだけの専門知識を持った職員を抱えるのは大変だというような、そういうことに関してどんなものがあるのか。県は既にいろいろなことをやっておられるわけで、こういう事務は県がいつでも補完できますよ、補完する体制ですというのを、専門性という意味と、まれにしかないというこの2つの角度からリストアップしてお示しいただければ、私たち素人にもわかりやすいし、またもとより市町村と県との権限移譲の協議も進めやすくなるんじゃないかと今回思いました。パスポートがいつも象徴的に権限移譲として言われるんですけど、これが本当

の象徴なのかなという疑問も若干持っております。

○達増座長 そのとおりですので、ご意見として承りたいと思います。

ほかに質問、ご意見。

熊坂委員。

○熊坂委員 先ほどの相原委員、そして平木委員の質問にも関係しますが、きのう地方制度調査会がありまして、全国の合併市町村を代表して意見陳述をしてきたんですけれども、そのときに前鳥取県知事で、現在慶應大学の教授をされている片山委員さんから、「合併して地方分権が進んだか」との質問を受けました。非常に私はこれの答えに窮しました。といいますのは、今回の地方分権の推進の方向性と、県は合併をさらに推進すると言っておられますけども、このことと分権の推進が、これは地方振興局のあり方とも関係しますが、同じ方向性を持っているのかということを確認しないと、なかなかこれは議論が進まないのではないかなと思うんですね。実はこのことにつきましては、次の各行政分野における市町村と県の役割分担のあり方で話しようと思っていたんですけれども、お二人からそういう話が出てきましたので、やはりこのところを同じ見解でいかなないと必ずぶつかってしまうのかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

○達増座長 そこは事務局から整理をお願いします。

○藤尾委員 藤尾と申します。合併推進と地方分権、具体的には権限移譲ということであろうかと思えますけれども、これは同一ベクトルであると基本的には認識しているわけございまして、言うならば住民に身近な基礎的な自治体が総合力とかサービス力を高めていくためには、県が今市町村と同じような二重行政的なことをやっているとしたら、そういったものは、どんどん市町村に移譲をすると。そのためには、やはり市町村がある程度の行財政基盤というものを強化した上で行政能力を高める必要があるだろうと。行財政基盤の強化と行政能力を高める方法は、いろいろあるわけございまして、その中の1つとしてやはり市町村合併は欠かせない基本前提なのではないかと思えます。そのような認識で、現在、合併構想推進審議会が知事の諮問に対する答申を練り上げるべくインタビューをして歩いておりますが、いずれにしろそういう市町村の行財政基盤の強化、やはりできるだけ市町村合併をしていただきたいと思っているわけです。そういったことを進める中で、国、県と市町村との関係では、できるだけ二重行政、三重行政を整理しなければならぬと思えます。ですから、そういった望ましい適切な市町村、県、国との役割分担というものをも整理した上で、それぞれが簡素で効率的な行政主体を目指していくことが必要であろうと、そのように思います。そういった考え方に立てば、今熊坂委員がおっしゃった合併も、それから権限移譲も、これも同じベクトルで取り組んでいかなければならぬ課題であると、そのように思うわけです。

○達増座長 高橋委員。

○高橋委員 高橋です。先ほど小野委員、平木委員のご発言の中にもあった専門性の問題です。この位置づけや運用の問題は、各部局ごとの資料の中にもいろいろ出ており、個別領域ごとの提案にもかなりキーワードとして反映されているんですが、非常に重要な問題だと思います。それは、どれを分権対象にするかの判断においても重要だということもあるし、あと研修をすとか、職員の育成をすといっても、市町村で何をどこまで研修するか考えるときに、これからは専門性が必要だとか、あるいは専門性は県で担保するんだとか言ったときに、なかなか具体的に決まっていけないと思うんです。

それを考えるときに、私も委員の皆様の話を聞いて、専門性にもいろんな種類があると思ったんです。それは、ある意味独立した専門知識としての専門性というようなものと、ある程度近接性ということが重要になってくるような専門性があるんじゃないかと。近接性というのは、普通サービス供給の場合に住民との近さというような意味で使いますけれども、専門性においてもそういう運用というのが大きな問題になってくる部分があるんじゃないだろうか考えるわけです。

このことを詳しく申し上げていると時間がなくなるので余り深入りしませんが、地方分権が必要だという議論の中の1つとしてこういう話があると思います。つまり国と県、それから市町村という段階で、県が国に対して、あるいは市町村が県に対して、非常に分権が足りないと思う場面の1つとして、何か県とか国が目標を立てていると、目標を提示していると。それをベースにしなが自分たちが立案するんだけど、それが本当に県や国が立てて示している目標、方向性というものに合致しているとみなされるのか不安なわけですよ、市町村のほうからすれば。そうすれば、本当にこれはこう解釈していいのかとか伺いを立てることになってくるので、そうするとお伺いを立てる立場というのは上にあるわけですから、そちらに本当に中身が合っているのか判断していただく状況にあると、なかなか分権というものは実質的なものにならないだろうと。しかし市町村に対する県の側からすれば、そんなに細かいところまで確かめてもらわなくてもいいと、自分たちで判断してやってもらおうと思っているんだと、上の立場からすればそう思うんだけど、実際はそこら辺を判断するだけの材料というものが十分なかったり、あるいは県と市町村との間で専門性のレベルでのコミュニケーションがうまくいかないと、結局解釈をいただくというような形でしか動けなくなってくるので、結局権限の所在とは別な水準で市町村の実質的な自主性がなくなってくると思うのだと思うのです。

そういうことで、私が何を結論として申し上げたいかという、専門性に関しても先ほどの個別の専門知識の提供というような意味でできるものについては、そういうスタッフをどこに配置するかで解決するんですが、そうじゃなくて、それぞれの地域の実情によって解釈して、このような政策目標なり達成方法というものは、この領域においてこう解釈して進めたらいいという、そういう解釈を伴うような専門性ということに関しては、ちょっとまた別なレベルでどこにそういう職員を置くかが問題になる。あるいは、それについては恐らく県と市町村との間でそれぞれそういう別な形でそれを持った人間がいて、コミュニケーションをしていくことが必要と思われるので、ですから専門性を1つの種類として扱うことはできないと思うわけです。

非常に複雑な話なので、ちょっと一言で言いにくいんですが、あるいは各論のところでは言ったほうがよかったかもしれませんが、全体にかかわることだと思ったので今申し上げました。

○達増座長 非常に大事な話だと思います。専門性なくして主体的な判断なしということを指摘されたんだと思います。つまり、専門性を県に残したままでは市町村への分権はできないということだと思いますが、これに関して何かご意見などありますでしょうか。

北村委員。

○北村委員 高橋委員のご指摘、まことに要点をついたものと思います。シンクタンクや専門性機能を県が持つという場合、県庁は独占企業になるわけですね。それ以外にサービスを提供するところはないわけです。しかも、このサービスは恐らく無料で提供されると想定されますから、競争状態が発生しようもないわけですね。独善性というのは独占に伴う所与として出てしまいますから、客観的にチェックするようなものでなく、意見を言ってあげるというだけでは、皆さんおっしゃるような問題がございましょうから、その点は非常につくり方が難しい。気をつけてつくりたいと思っている方向性とは逆のほうに行ってしまう。あまり専門性を信じてしまうと、結局は「よらしむべし」という方向にもなりかねないという危険を私も感じるところでございませう。

○達増座長 地方分権の原点は、バス停を移すときに国に許可を得なければならないとかという話で、細川元総理がやったものだと思いますが、結局その地域の便利のためにはこのくらい移したほうがいいのかという論理と、一方で、運輸の論理、合理的な車の回し方の専門性からすると、いやいや、そうじゃないほうがいいのかというのがあるでしょう。そういうときに、地域のことを決めるのはあくまで地域だけど、参考までに専門家の意見も聞くけど、それに従わないかもしれないという自由があればいいんじゃないかなと思います。

ほかに何かご質問、ご意見。

小原委員。

○小原委員 今のご議論と関連があると思うんですが、権限移譲するときに完全にやってしまうかどうかと、その線があって、私はさっき判断するときのいろいろな相談体制をしっかりと県に残していただきたいとお話したんですが、最近では事故が起こったときの責任といいますか、損害賠償であったり、特に安全とか生命、財産にかかわってくるときに、どこまでその責任を負わなければいけないのか。権限移譲されてしまえば、受けたところが基本的に100%かもしれませんが、相談するわけですね、こういう案件があってどうしましょうかとか、あるいはこういうふうにしたいんだけれども、頼っていくときに県がある程度の判断を示す、あるいはさらに国にいったりすることもあると思うんですが、そういったときに権限移譲したんだから市町村だよと、何かあったとき責任も全部とりなさいということになると、かなり怖がってしまう。

廃棄物なんかでも一たん大事件になると100億円単位のお金がかかったりしますし、ましてやそれが命にかかわるようなことになれば、保健業務なんかそうだと思うんですけども、そういったときにどこまで責任なのかと、それはきれいには言えなくて、だから裁判になるんだと思うんですが、その辺のところを精神的にも、あるいは巨大なお金がかかるときには財政的にはある程度、頼り切ってしまうというのはもちろんよくないんですが、どこか支える仕組みみたいなのが、保険でもいいかもしれませんが、そういうのがないと、災害ですとか、あるいは医療ですとか、福祉ですとか、いろんな分野においての受けるときに怖さというのか、その辺かなり神経をとがらせてしまうようになって考えていまして、ですから余り突っぱねないで、かといって何でもあとは事が起きたら県がしょってあげるよということではなくて、その辺のバランスをうまくとる、そこにも注意を払う必要があるんじゃないかという気がいたします。

○達増座長 そうですね、この点についていかがでございましょう。自由と責任はセットなので、100%の自由はイコール100%の責任ということになるとちょっと困るという指摘だと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。

では、はい。

○望月地域企画室長 実は、権限移譲について、さまざまな権限がありますので、一概には言えない面がございます。ただ、例えば道路の管理、県道で岩泉町、それから田野畑村に権限移譲している、管理を移譲している部分があります。実はこの部分の管理責任は県が持っています。実は、県のほうから通常の管理はお願いしているわけですが、責任は県が持つということで、県の立場からは、ちょっと矛盾を感じているところでございます。このあたりの整理は、これからちょっと議論していかなきゃならないと思っております。

それから、ほかの権限で、例えば、さまざまな規制を間違っってやって賠償問題になった場合どうするかとか、こういったことは権限の内容にもよりますし、判断の内容にもよる、手続にもよると思いますので、これはまさにケース・バイ・ケースで考えていくしかないのかなと思っております。実際に今市町村のほうにお渡ししている権限についても、そのあたりについての検証というのはこれから一緒になって研究していく必要があると、このように思っています。

○達増座長 相原委員。

○相原委員 先ほどの専門性の話と今の話と関連するようつもりでお話ししますが、権限移譲をした場合に、責任は当然権限行使したところに基本的にすべてあると思っておりますが、多分そういう話よりは、移譲したから何もかも、法解釈から何から全部自分でやってよということでは困るという要素もかなりあるのかなと。ですから、県は一般的に、例えば市町村職員が1人でやっている仕事を、県職員ですと3人から5人でやっている。つまり専門性がもともと深く、仕事と同じ8時間働いてもそれだけの勉強できるようないろんな事例を知り、解釈をきちっとやれるようなシンクタンク機能をもともと持っているんです。さらに国にいくと、それがさらに10人、20人でやる形になっているんですね。ですから、そんな意味で、専門性の問題は行政組織構造から本来きているわけですし、それは今後ともしっかり維持していただきたいと思っております。権限移譲の場合は、特に農地転用にしろ、パスポート、都市計画関係にしろ、バックアップシステムというか、責任は行使したところにあるんですけども、ちょっとした疑問なり、問題点なりはすぐ相談に乗って適切なアドバイスをできるような体制をとっておく必要はあると思っております。

○達増座長 2つの議題の最初のものに1時間、2番目のものに2時間というのをちょっと考えておきまして、そろそろスタートして1時間ほど過ぎるんでありますけれども、ほかに何かご意見はありませんか。

○小野委員 ちょっとわからないのでお聞きしたいのですけれども、権限を移譲したときの責任等の話がいろいろ出ていましたが、権限を移譲した段階で県としての監督責任はそのまま残っているのか、全く残っていないのかということをお聞きしたいのですが。

○達増座長 では答えを。

○望月地域企画室長 これもまさにケース・バイ・ケースなんですけど、基本的には移譲した以上は、移譲を受けた側に責任が発生するということになります。先ほど言いました道路のような場合は県と市町村の協定の中身によって変わって参りますが、一般的には条例に基づき権限移譲した場合は、基本的には市町村、受けた側で負うということになります。

○達増座長 多田委員。

○多田委員 私も権限移譲でもものすごく心配なのは、小原さんの言われるとおり、ちゃんとフォローアップしてくださいよ、それで何かあったときはきちっと見てくださいよというのも1つの方法だと思うんですが、それですと市町村というのは県という飼い主に綱でつながれた犬で散歩させられているようなもので、そんな権限移譲だったらやらなくていいんでないのかなと逆に思うわけですよ。ですから、住民の身近なところのやつはぜひ市町村でやれというのはわかるんですが、望月室長さんのおっしゃるとおり、ケース・バイ・ケースだと思うんですが、その辺がきちっとしないと、いつまでもたっても市町村というのは県から綱を引っ張られて歩く犬でしかないのかなという、そんなような気がしていますので、もう少しその辺を詰めないと権限移譲というのはしかねるんじゃないのかと、そんな気がしています。

○達増座長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

小笠原委員。

○小笠原委員 私、行政の専門家でもないのだからわかりかねるのですが、権限移譲が住民の利便性とか行政の効率化を目指して進んでいるのだとすれば、この間ちょうどしました権限の移譲状況で、市町村によって随分ばらつきがあるということは、住民の利便性という点から考えれば、小さい合併しないような町村というのは非常に住民の利便性が損なわれているという見方もできるのではないかと感じるわけです。

そこで、合併しない小さな自治体においては、例えば権限移譲をする際に2つの役場で一緒に何かそういう移譲を受けるとか、これは法的にはわかりませんが、そういうやり方も考えられないのか。そうしないと、小さな自治体なんかでは権限移譲はとて受けられないわけですよ。ですから、本当に住民の利便性というものを考えるのであれば、一部事務組合的なやり方でやれないのか、それがひいては合併機運の醸成にもつながっていく可能性があると思いますので、できるかどうか、お聞かせいただければありがたいです。

○達増座長 政治的に可能かどうかということは県は答えられないと思いますが、法令上可能かどうかをお願いします。

○望月地域企画室長 例えば一部事務組合、消防などで広域で一部事務組合をつくっている例があり、産業保安関係のいろんな許認可の事務の移譲は実際やっておりますし、できます。そういった意味では、一部事務組合の活用も1つの方法だと思いますが、ただ一組の内容が行政全般にわたるものではないので、一般的な行政サービスの面でどの程度効果があるかは、また別な問題になろうかと思っています。

○達増座長 熊坂委員。

○熊坂委員 この分権推進会議の委員を拝命したとき、必ずこの議論になるだろうと、恐らくこの議論が核心の議論だなと思いました。きょう最初に私は市町村にも協議してくださいということを行いました。それから、合併の方向性と分権の方向性は一緒だということも確認させていただきました。知事会もそうなんですけれども、特に全国市長会は今回分権に相当乗り気なんですけれども、350万人の横浜市から数千人の歌志内市までいろいろありまして、これとこれは必要、これとこれは要らないという議論になってなかなかまとまりませんでした。そういう中で、市長会とすれば一たん全部受けると。その上で、これとこれは要らない、そういう議論にしようということで今まとまりつつあります。

ここには市長会と町村会の代表の首長さんが来られていますけれども、基本的には私は、これは宮古市の立場からいきますと、分権は非常にありがたいと、できる限り受けたいものは受けていくと、そのほうが確実に住民の皆さんが幸せになるからです。それを受けないということは、例えばパスポートなんかもそうですけれども、利便性が損なわれるということになりますので、小笠原委員がお話しされたように、そのこのところ、これから市町村との議論になると。分権推進会議で県がこういうことをまとめられるのは非常にいいと思います。その上で、市町村合併の話も絡んできますけれども、特に小さな町村では現実的にできないわけですから、専門性という話もさっきありましたけれども。そういうことで、この分権委員会でもまとめて、恐らく市町村との議論ということに多分なっていくと思うんですけど、まさにそこは核心的なところかなと思っております。

○達増座長 相原委員。

○相原委員 このテーマの中に、今後の振興局のあり方ということもありますので、ちょっと感じていることも含めてなんですが、いま振興局構想が大きく動き出そうとして、知事さんの方針も含めて4つの圏域を目指して発展をさせていこうと、私も大変いいのではないかなと思っているわけですが、その場合に振興局はいわゆる総合的に地域をコーディネートするというか、本当にオールラウンドに総合的だというイメージがあるんですが、一方で例えば保健医療圏のようなものと、私どもだと胆江保健医療圏ということで、これは振興局のくくりとは全く別に独自の世界で動いているように見えます。これは他の分野でもいろいろあると思いますけれども、その辺の整合性を、簡単でないことはわかるし、あるいは検討した結果、別々でいいのだという結論もあってもいいかもしれません。しかし、この辺をもう少し論議して整えていく時期でもあるのではないかという思いがいたします。私たちは、もっと具体的な問題を抱えているのですけれども、そこまできょうは言いませんが、何か今のお考えがあればお願いしたいんですけれども。

○達増座長 では、各種地域の関係について。

○藤尾委員 県南広域振興局が昨年の4月スタートしましたが、その前提として、いわゆる4つの広域振興圏ということで、それぞれの地域の産業特性に着目して、市町村との望ましい適切な役割分担のもとで県の役割を特化するという考え方に立って、産業振興を中心として、競争力のある自立した広域圏というものを生かしていくという、そういう考え方に立ってスタートしたわけです。県が市町村、県民の方々という議論する過程の中で、私どもの説明の仕方も不十分なところもあったんですけれども、例えば企業の方がいろいろ岩手県に投資する場合には、市町村というエリアというよりも、それぞれの産業特性ですね、労働力の集積だとか、あるいは観光であれば観光の入り込み客の流動実態とか、あるいは地域経営資源の存在状況とか、言うなれば今我々が考えているような4つの広域圏に着目した投資行動というのが合理的であり、それに対応した形で、県として市町村がなし得ないような広域的な産業振興というものを効率的に、かつ、実効性ある形で展開をしていこうという、そういう積極的な意義づけを持ってやってきているわけです。

ところが、今お話の中にありました医療圏とか、あるいは福祉等々、違った圏域で施策を展開しているものがございます。それは、やはり産業振興とはちょっと視点も違いますし、そしてまた県民の置かれている課題、実態もそれぞれございますから、そういった実態に着目した施策を進めていかなければならないという要請があるわけです。もちろん市町村との適切な役割分担として県がやるべきことを特化した形という条件が付きましますけれども、そういうことについても広域局の中で

できるだけ実効性ある取り組みを進めていくという形で、広域局の組織体制の中にそれぞれの役割を明記して進めていくというのが実態なわけです。ただ、いわゆる産業の場合と、それから以外の医療、保健、福祉等々の場合とで確かに一致はしませんが、これは今後いろいろ皆さん方のご意見をいただきながら、必ずしも一致させる必要があるのかという意見もあります。いずれにしても地域経済を発展させながら岩手県の発展を牽引していくという観点に立つての広域局体制であるということでございます。後で熊坂委員さんのほうからも振興局の役割等々でご意見があらうかと思えますけれども、そのときにまた舌足らずなところは補足させていただきたいと思えます。

○達増座長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○達増座長 では、ただいまいただいたご意見をもとに3回目以降の推進会議において、本県における分権推進のための課題解決の方向性について取りまとめて参りたいと思えます。

それでは、ちょうど区切れがいいので、ここで10分間休憩をとりまして、3時40分から議題2についてスタートいたしたいと思えます。3時40分に再開いたします。

はい。

○平木委員 この資料、早目に各委員のところにお送りいただいているので、皆様大体目を通していらしていると思えますので、これだけ活発な議論でございますので、後半は事務局からの細かい説明を省いてどんどん議論を進めていただけたらいい、あるいは要点だけのご説明にしていればと思えます。

○達増座長 では、そのようにしたいと思えます。ありがとうございました。

（休憩）

○達増座長 それでは、後半、議事の2に入参りたいと思えます。

各行政分野における市町村と県の役割分担等の考え方ということで、分野ごとの検討状況について資料2、主要項目に関する検討の状況が資料2に書かれておきまして、また具体的な検討の状況については参考1の資料の中に書かれておきまして。

それでは、分野ごとに議論を進めて参りたいと思えますので、最初に地域振興・総務検討部会からご質問、ご意見をいただき参りたいと思えます。いかがでございましょうか。

では、熊坂委員。

○熊坂委員 資料の説明がないということですので、事前に読ませていただいたという前提のもとに意見を述べさせていただきます。

地域振興・総務検討部会ですけれども、全体的にかかわる恐らく振興局のこともこの場で話さなくてはいけないのかなと思えますので、私が用意させていただいたA4の裏表のペーパーをごらんください。その中で私どもの市では今チームをつくりまして、県と、それから振興局と市の業務のあり方につきまして検討いたしました。その結果がここに書いてありますが、まず二重行政、三重行政につながる地方振興局、支分局ですね、それが往々にしてかなり多いということがわかりました。そのことは、とりもなおさず県民、住民にコスト負担を強いているということになるので、やはりここで思い切った行政組織の体系を改めて構築すべきだと思っております。

その中で、合併して59市町村が35市町村に再編されましたので、これからまた振興局、さっき4つという話がありましたけれども、藤尾委員さんがお話しされたように、ちょっと私は理解できな

ったんですけれども、かつては産業振興ということで4つの圏域で頑張るということだったんですけれど、今度はまたそこに医療福祉とかいろいろなものが加わってきており、どう理解したらいいかわからないというか、なぜ4つなのかという基本的な疑問はあります。そこで広域で振興局をやるのか、振興局をどうするのかということが関係してくると思います。また、合併を進めるということですから、さらに振興局のあり方というのは大変難しくなると思います。

その中で、1つこれはぜひとも明らかにしていただきたいということだったんですけれども、4番目ですね、論点の。市町村合併が推進いたしまして59が35市町村になりましたので、県庁全体の事務量は大幅に減っていると思います。それに伴う県庁職員の削減効果の実績をまず明らかにしていただきたいと思います。市町村は、今いろんな権限、事務をいただきまして、また相当な職員の削減を図っております。合併後、新宮古市で、合わせて正職員で35%削減することにしておりますので、そういうことの実績を明らかにしていただきたいと、これはお願いです。

それから、検討いたしました結果、本庁と振興局で仕事はかなり重なっているんですね。それで、絶対必要だと、現在のところ専門性の高い職員が配置されているのだったら必要ですけれども、単なる進達事務というのも結構ありまして、これは実際正確なデータを持っているんですけれども、きょうはA4、1枚にしましたが、こういうのはもう思い切ってやめていただきたい。結果として、庁内の部長、課長からの報告、その他から言いますと、地方振興局は段階的にその機能を大幅に縮小すべきである、ということが宮古市と振興局との関わりを確認した中でわかりましたので、そのことも含めてこれから検討をいただきたいと思います。専門性が高ければもちろんいいんですけれども、ないものも多いということがわかりました。この検証結果は、次回、部会のほうで出していきたいと思います。

以上です。“Century”>

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

○藤尾委員 いま熊坂委員から貴重なご意見を賜りました。基本的には、市町村等の適切な役割分担のもとで、県の体制というものは当然見直ししていくべきものであり、最終的な結論を申せば段階的にその機能というものは、その関係において縮小していかなければならないと、全くそのとおりだと思います。

さっきの説明でちょっと舌足らずなところがあったかと思いますが、いわゆる産業振興以外の保健、医療、福祉等々の圏域というものは、保健医療圏等もいろいろ今見直しはしているんですけれども、4つということではなくて、それぞれの実態、課題がありますので、それに沿った形で圏域設定をして、行政、施策を展開していくということでございます。

それから、県庁職員の削減の実績が出ておりますので、参考までにご紹介いたしますが、これは行政職員ですけれども、平成15年の4月1日の時点では、知事部局ですけれども、これが平成15年4月1日現在で5,013人おりました。それが平成19年4月1日で4,462人、551人の減ということで、11%の削減という状況です。これがさらに今検討いたしておりますのは4,000人体制ということで、22年で4,000人ですので、15年比較でいきますと1,013人減の大体2割減という、そういう取り組みでございます。

以上でございます。

○達増座長 ほかにございますでしょうか。

○高橋委員 ただいまの藤尾委員のご説明に、ちょっと質問に近いことになると思います。圏域の話がありまして、その考え方は非常に重要だと思うんですけれども、それを行政を進める組織に対応させる場合にはどうなるかということに、皆さん関心があるんだろうと思うんです。極端な話をすれば圏域が違えば全部それに対応した組織があるということも理屈上はあり得るわけですが、もちろんそういうことではないと思いますが、どういう形で行政組織を段階をふやさないで多段階

化、多重化した圏域に対応した行政展開をしていこうとに考えているのか。それについては、作戦というのでしょうか、こういう考え方で行政組織の多重化を避けながら、圏域をそれぞれの論理に基づきながらやっているということについての何か方針がありましたら教えていただければと思います。

○藤尾委員 産業であれば、それぞれの産業特性というものを生かせる形でのネットワークと、それからマンパワー、そういったものをいかに効率よく実効性ある形で取り込んでいけるかという観点に立っての組織体制ということになろうかと思えますけれども、それ以外の保健、福祉というのは、それぞれの地域のいわゆる課題、それから目標というのがそれぞれまちまちであるわけですが、それに対して機動的に福祉サービスなら福祉サービスをいかに質のある形で展開していけるかという形に立っての組織というものを考えていく必要があると思えます。ただその場合やはり最少の経費で最大の効果を上げることが前提ですので、今はどの地区も交通事情は非常によくまりましたので、そういった時間、距離とか、そういったようなものも考慮しつつ考えていくということになろうかと思えますけれども、基本的には4つの広域局、本局というものを軸にしまして、それぞれの圏域に対応した体制というものを考えていくというふうな今の段階では考えてございます。

これから22年度にある程度具体的な姿を示すという、そういう段取りでございますので、やはりそれぞれの圏域の目的に沿って丁寧に体制がどうあるべきかということをして市町村、県民の方々と議論を重ねた上でやっていかなければならないということでございます。

○達増座長 ほかにございますでしょうか。

小原委員。

○小原委員 区切り、区域といいますが、4圏域に区切ったときに、いま医療の話も出ていますが、広域振興圏だけではなくて県境を越えた話にもつながってくるわけですし、県北振興には八戸圏域との連携を深めてという、計画自体にもそう入っているんですけれども、医療で見れば青森の田子さんとか三戸さんとかも県立病院に来ているし、あるいは八幡平市さんとか葛巻さんとか、そういうところも医療としては出入りしているわけですね。

観光で見ても、私たちは新幹線絡みで沿岸から秋田、青森まで含めた15市町村でしたか、そういうくりにいろいろ動いたりしていますから、そのくりにするときにファジーにといいますか、弾力的に扱っていただいて、中心になるのは1つの県北だとかでいいと思うんですけれども、具体的に動くときはその出入りについては柔軟に対応していただけないかと思えます。

何か補助金もらったときに、確かに県境を越えた部分が含まれていると、何でそこまでやるのに県民の税を使わなきゃならないのかという話も出たりしますが、それはお互いに相互乗り入れの話だと思いますし、特にドクターヘリなんかの話で言うと、青森は青森で、何で県境を越えて岩手のあれまで考えなきゃいかんのかという話になると、どうしても真ん中から見ますと県境というのはへりになっちゃって、だんだん遠くになってしまう。

本当はオーバーラップして両方が相互に乗り越えて産業振興でも医療でもさまざまな面で連携をとれるんだろうと思うんですが、したがって県境もそうですし、広域圏同士もその境目のとこ、あまりはっきりしないで、それぞれ出入り自由とは言いませんが、その辺は柔軟な対応をしていただければ、県民にとってそのほうがいいといいますか、便利なほうを使う。あるいは救急車にしる、病院にしる、あるいは観光にしる、線は引かれるわけですが、それを越えたほうが、越えた連携のほうが地域にとってプラスになるものもたくさんあると思えますので、その辺はファジーにといいますか、弾力的に扱っていただければと思います。

○達増座長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、次に2番目の分野、環境生活に移りたいと思います。環境生活検討部会での検討状況や検討の方向などに関して質問、意見などございませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 先ほどの続きにも若干なるわけですが、この最後の3行、「また」以下の専門性云々ということとかかわってくる部分ですね。結局、程度の問題といえますか、県と、それから市町村の行政規模、能力とのバランスの問題で、押しつけたらだめだと思いますし、行政基盤の大きなところ、しっかりしたところは、どんどん受けていったらいいと思います。

先ほど北村委員さんがちらっと言っておられた、専門性というのが、それを県が全部握っちゃうと寄らしむべし知らしむべからずになる心配があるとおっしゃいましたけれども、基本的には専門家といってもそれぞれ行政における専門家で、行政分野で例えば公害防止とか廃棄物とかこういう方面の詳しい専門知識を持っている、先ほど相原さんが非常にわかりやすくご説明くださいましたけれども、県はそういう人材をたくさん抱えている。また、そういう人たちが常に必要な大きな市もあるでしょうし、逆に年に1回のことだから県と相談してきちんとやろうというところもあるんじゃないかと。私が先ほど言いたかったのはそういうことでもあります。同じ行政分野の専門性のことから、県庁の職員さんも市町村の役場の職員さんも、県の方はすごい専門的な知識をお持ちでしょうけど、一方で市町村の役場の方々はそれをきちっと理解し、受けとめて実行なさる。そういう能力、幅広く受けとめる能力は皆さんお持ちのはずですから、県にだけ知識が集まるというご懸念は要らないんじゃないのかな。そこら辺は市町村役場の職員の方々の能力も大いに信頼すべきだと思っています。

○達増座長 ほかに環境生活について。

小原委員。

○小原委員 いま県境の産廃で大変ご苦労をおかけしておりますが、公害とか廃棄物については高い専門性が必要だと思ひまして、市町村のやる事務はかなり定型的な事務ですね、報告をもらうとか、あるいは決まったやるべきことをちゃんとやっているとか、そういうことについては市町村でいいと思います。目の前で見ているわけですから。ただ、それが複雑になっていろいろ中身に入っていかなければならない、化学物質がどうしたとか、そういうふうになりますとどうしても市町村では手に負えない面がたくさん出てくると思います。そういうことで、地域の実情に精通している市町村が担うことが望ましいというふうに書かれておりますが、これは役割分担というの、同じ業務の中でも種類を分ける必要があるのではないかと。共同して取り組むべきだと思いますが、市町村にゆだねるといのは、全部ゆだねてしまうといのは大変難しいのではないかと。思います。

○達増座長 ここちょっとニュアンスのある書きぶりなので、ではちょっと説明を。

○小田桐環境生活企画室長 環境生活企画室長の小田桐です。ただいまお話ありました冒頭の最後の結びの部分でございますが、これは原則的にこういうことで取り組んで参りたいと。ただし、権限移譲する場合には市町村の了解ですね、これが大前提になりますので、その上で将来的に住民にとって何が一番便利なのかといった視点に立つと市町村が担うことが望ましいという整理の仕方でございます。

それから、当然その場合市町村には、それに対応できるような専門知識を持った、あるいは経験を有した職員の方々の配置ということが必須になりますが、それには相当の時間がかかると考えております。

○達増座長 ほかに環境生活に関して質問、意見など、ございませんでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 4番の食の安全、安心のところですが、このとおりですね。だけど、何かおかしいような感じがするんです。つまり現在の流通業界の形を見ると能力差が大きいですよ。完全に冷凍というか、そういう組織できちんと管理されている部分と全く管理されていない一般の小売店もありますし、この中で同じような形で製造年月日とか賞味年月日というのが行われています。その中でこれはまだ立派なのが返ってきたというので、余り弁護するつもりじゃないんですが、また再生産して出してしまう。これは決していいことじゃないんですが、もう一つ逆に言うともものすごい廃棄物たくさん出していますよね。こういう観点の中で、これ県と国との関係の部分、あるいは県と市町村との関係の部分の権限移譲の問題ですから、ちょっと観点は違うかもしれませんが、産業廃棄物とまた過剰に消費年月日とかを守られることによる問題というのがたくさん生じてくるような可能性あります。これはこのとおりでいいのかもしれないけど、何かどこか少しこれから考えていかなきゃならない課題がたくさんあるんじゃないかなと、感想です。

○達増座長 ほかに環境生活関係で質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、保健福祉に参りたいと思います。保健福祉検討部会での検討の状況、検討の方向について質問、ご意見ございませんでしょうか。

相原委員、お願いします。

○相原委員 具体的な事案に即した話になるんですけども、まず最初、民間保育所の新改築をする場合の補助の仕組み、あり方なんですけど、実はこれは今県は該当なくて、国が2分の1、市が2分の1となっております。今地元でも大変苦慮して、恐らくほかの市町村でも同じだと思うんですが、厚生労働省の管轄の予算がきっちり確保されている。ところが、国が2分の1出すためには、市町村が2分の1出すことが前提だということで、ところがそう言われた市町村のほうは、一般財源から二、三千万をはい、どうぞとなかなか出せない。この制度は最近そう変わったようなんです。前は都道府県も入っていたんですけども。それで、国に認可保育所の関係者に相談に行くと、いいよと、ところで市町村出してくれるように言ってくださいと言われて市町村に行くと、市町村ではとても予算がなくてそんなものは約束できませんと、そこで頓挫してしまう。一体市町村は何をやっているんだと、保育所行政を軽視しているのかと首長レベルまで来ると。そこで言いたいのは、これは県の部分がちょっと今のところは抜けていますけれども、国が必要で補助するんだったら、自分の分だけでもきちっと補助されたらいいんじゃないかと、市町村が補助するのが前提ということはやめてもらいたいと思います。これは、自分の責任でいいと思ったら補助すればいいので、そうすれば民間保育所のほうは、じゃしょうがない、市町村が二、三千万だけはしょうがないから自分で何とかしようとか、今の話ですとその倍の6,000万自分で用意しなければいけないんです。とてもできない。やめざるを得ない。首長の姿勢はなっていないと、こういうふうな例えが来るものですから、ちょっとこの辺は補助のあり方。

そして、もう一つだけ言いますけれども、もう一つはこれはすべての補助金にかかわることなんですけど、国の補助、県の補助が、これは県もかかわってきますけれども、市町村に補助をして、その市町村が民間に補助をすると、これは昔から行われてきたことなんですけれども、ところが今具体的には申しませんが、補助金どおりに使われなかった場合には返還を求めるという時代になってきているんですね。そうすると、この責任というものが国も県もみずからの責任で補助をしているはずなんだけれども、いざ問題が起きてバックさせようとしたときは、例えば全部倒産して一銭も取れなかったときは、市町村だけがすべて負担して、あとは国と県の分は、はい、何々さん、返してくださいと、こういうふうなことに結びつきそうなんです。これは、非常に問題があると思っています。私は国、県、市町村が3分の1ずつだったならば直接補助していただきたいなど、そして自分の責任で指導もしていただいて、共同責任ですけどね、やっぱりこれが大きな問題としてこれからあると思いますし、私は国のほうにも要望していかなければいけないと思っています。

それから、もう一つ、全く違う話なんですけれども、これは地方分権のところからちよつとずれるようで大変申しわけないんですけども、この中に医師確保問題がございます。書いてあるんですが、本当に私どもは公立病院、市立病院も抱えているし、それから県立病院の問題も地域内にご

ざいますけれども、何としても医師の確保を大学の医局だけに頼らない仕組みを県の仕事、力の中でできないかなと。よく新聞等にも一部出たことありますけども、知事さんを頂点とする県を医局として、そこに登録した医師をいろんな意味で一生面倒見なくちゃいけないと思いますけども、あなた次はここへ行ってくださいとか、ここの病院長になってくださいとか、それをしっかりとした県の組織という形で確保して、あとは大学医局と決定的に違うのは、県知事さんが最高の責任があって、県議会等を通じて医師の采配の仕方もチェックされるということで、いい形になるんだろうと思います。今幾ら医局に行って大学の教授に会ってお願いしても、それは全く公の場の責任にはならないんですよ。こんなおかしなことはないだろうと。今知事さんの立場も、医療局長の立場も、権限があってないようなものです、医師の確保、派遣についても。これは、国の政策としても決定的に問題があると思っております、何とか岩手県だけで解決というわけにはいかないでしょうけれども、そういうシステムを、今や大学の医局に属しようとする医師の数はどんどん減ってきていると、もうそういう時代になっていますので、いわばフリーがふえてきているのです。ですから、フリーの医師を県医局に、仮称ですけども、30人、50人と確保して、奥州市立水沢病院困っているようだから3年だけですよということで2人出してもらおうとか、そういうことを確立していただかないと、本当に地域医療は崩壊すると思っています。ちょっとこれは分権の会議からは外れる部分もありますけども、この際お話をさせていただきたいと思います。

○達増座長 ほかに保健福祉に関して何かございませんでしょうか。

熊坂委員。

○熊坂委員 今の医師確保につきまして、相原委員さんの意見に私も併せて発言したいと思えますけれども、保健福祉検討部会の中で医療局ですね、医師の配置につきましては今大学医局に人事権があるわけですけども、こういったところをある程度緩和していかないと難しいと思います。それで、保健福祉検討部会の中に医師確保の問題と、医療局のあり方を入れていかないと医師確保は実効性がないと思っています。医療局を入れようとしても難しいとは思いますが、そういうシステムを何とかつくっていただきたいと思っています。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

小野委員。

○小野委員 この中には特には出てこないんですけども、地域福祉という点についてなんですけれども、やはり県のほうでも積極的に進められている部分があるのですが、各市町村における社会福祉協議会を中心とした安全なネットワークとか、なかなか確立できていないというか、見えていない現状なので、積極的に市町村に移譲していったほうが良いという提案ですけど。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉委員 後期高齢者医療制度に関連するんですけども、特定活動の形で若年者保険のほうで徹底して健診とか保健活動も頑張るようになります。このことを考えた際、国保は、市町村国保により今の段階では市町村でも対応できるでしょうけども、若年者保険の中でも組合健保とか、それから共済保険等、広域的で、しかも職域単位であると、県内でも権利義務がそこにありながら、散らばっているわけで、今は例えば共済でも組合健保でも従業員の市町村ごとのデータなんか全然とっていないという話があるんです。連携もとれていない。ですから、そういう際にこういう新しい医療制度発足に当たって、県政としての何か高い目標設定が欲しいなと思うんですけど、何かここに妙に狭い範囲の専門性ですね、感染症とか、そういうことしか列記されていないという感じがありますが、本来広域的自治体としての県の果たすべき役割は、こういう際に非常に大きいんじゃないかというふうに思います。広域連合も広域的自治体となっておりますけども、県も広域的自治体であるので、こういう時点に当たりましてその辺のことも盛り込んでいただければ、一緒に我々もやるということでやりがいが出てくるかなというふうに感じています。よろしくお願ひします。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木委員 地域密着型サービスと介護保険事業等も行っているNPO法人なんですが、意見ではなくて、現状報告ということで一言述べたいと思います。地域密着型サービスは市町村に権限移譲されて、窓口が地域密着型サービスは市町村になっています。これは、とても地域性をよく知っていることもございますので、とてもやりやすいといえますか、指導を受けやすい、また提案もできるという利便性がございましたが、介護保険制度での認可事業との整合性がとれていないと感じます。どちらにいたしましても国のほうで決めてきた基準ですが、例えば地域密着型サービスの小規模多機能居宅介護というサービスでは、人員配置オーケーなのだけれども、通所介護のほうで見てみると介護保険給付ではここがだめなのでこういう人員配置ではだめだとか、何か一つのサービス内容を決めていくのにしても、こんな分厚い基準書を見、こっちを見という形になるんですね。それで、結果どうなんだろうというのは市とか町村でも答えられなければ、結局振興局に行って確かめるという形になりまして、地域密着型サービスは今始まったばかりですけれども、やっぱり介護保険認可制度との絡みなんで、なかなか現場は認可をいただくのは、とても難しいなど、制度の説明書類1ページ、1ページを見ながら解釈できなければ、振興局に行ったり、市町村に行ったりということで、とても時間がかかる作業だなという現実ですので、問題といえますか、現状報告ということで報告させていただきます。ただ、地域密着型サービスというのは、繰り返しですが、確かに市町村の窓口ということでは大変利便性があるのではないかと思っております。

○達増座長 保健福祉関係、ほかにございませんでしょうか。

熊坂委員。

○熊坂委員 何度も済みません。今の佐々木りほ子委員は宮古市で活躍いただいているわけですが、次のその他のところで国への緊急提言ということで、恐らく達増知事さんのほうで座長として分権推進会議でやられると思うんですけれども、その国の関与の中でも特に厚生労働省関係が地域支援事業の地域密着型サービスも、お持ちしたペーパーにまとめましたが、本当にかんじがらめになっています。そういうところをやっぱり打破していただかないと、先般、分権改革推進委員会の丹羽委員長に多分厚生労働省が一番まじめにやりなさいよと怒られたのではないかなと思うんですけれども、我々も県の分権推進会議をやっているわけですが、その国のところも打破していかないと一向に進まないで、今の佐々木委員がお話しされたことも含めて、恐らく緊急提言ということになっていくのかなと思います。また、達増知事が先頭に立って地方交付税の確保ということで合意いただいていますけれども、そういうところが保障されないと我々の動きも水の泡になってしまうので、そこを議論していただきたいと思います。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、商工労働観光部会の検討の状況、検討の方向について質問、意見いただきたいと思います。商工労働観光関係ですけれども、いかがでございましょうか。

では、これ最後までいきましたらまた全体について意見、ご質問を伺うということで、では次、農林水産検討部会関係について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 この読み方も含めてなんですけど、「望ましい役割分担」の表の中の国、県のところにカッコで最後に「同意」というのがありますけど、これは同意を残すということなんですか。ちょっとこの辺で私大変不満に感じました、もしそうであるとすれば。岩手県がこうやって率先して地方

分権のことを県内で、また国に対してもやっていこうとしている。地方分権改革推進委員会の議論や全国知事会、全国市長会の支障事例に基づく提案などを今ちょうどみんな注目しているところですが、国に対して協議・同意を廃止せよと言っているわけですから、岩手県も「法令に書いてあるから」というのではなくて、少なくとも県と市町村との間で県との協議・同意を基本的になくす、法律に書いてあっても実質的には自らなくしていくという、そういう気構えでやっていただきたい。

それから、(市町村への権限移譲は)4ヘクタール以下の農地転用の許可まで段階的に引き上げることが適当であると書いてありますが、段階的なんて言わずにどんどんなさるべきです。それが分権の先進的なモデルとして認められることになるんじゃないかなと思います。

以上です。とりあえず。

○達増座長 表の読み方としては、同意というのは、同意をそれぞれ国、県の役割分担として残すというか、あるということですかね。

○東大野農林水産企画室長 法律上必要だということでございます。

○達増座長 それを前提として、先ほどのとおりの意見ということで承りました。

ほかに農林水産関係。

川村委員。

○川村委員 今の農転のことに関するわけでございますが、検討の状況のところでは農業振興地域の整備に関する事務ということで、ここには検討部会等の意見はほとんどないようでございますが、それぞれ検討の方向づけがなされておりますが、やっぱり農転の前提となる農振法、あるいは県土整備部の関係になるわけでございますが、都市計画法があるわけでございますので、その辺の整合性を図っていただきたいと思っておりますし、例えば私いま矢巾町でございますので、一例を申し上げます。

土地利用の見直しをぜひしたいと思っておりますが、これは非常に難しい部分がありまして、そういうことが地域振興にもつながるという観点から必要であるということで市町村は考えているわけですので、どうしても農振法、都市計画法、この辺の整合性等々が難しければ、むしろ今国のほうでの特区制度があるので、県版の特区制度でも創設いたしまして、それを一挙に解決と申しますか、できるような方向を探る必要があると。そしてまた、これは国にも強く県として要望していかなければと思っておりますのでございます。

○達増座長 ほかに農林水産関係。

役重委員。

○役重委員 同じく農転の関係なんですけれども、転用の許可の移譲については一部の市町村にとどまっている現状で、実は当市でもまだ移譲は受けていないわけですが、実態として面積要件の拡大もさることながら、現在の移譲の具体的な部分というのが県に代わって市町村が諮問するという、その移譲にとどまっているという仕組みなんです、結局は県の農業会議にかけて、その答申を得なければならぬという現状でございます、市町村からすれば結局のところは盛岡に行っているいろいろな説明したり、現地調査を受けたりということで、ここは非常に足踏みをしている状態です。制度的な縛りもあると思うんですが、そういう半端な形ではなくて、おろすのであれば、ぜひ市町村の農業委員会で完結するようにできないのかという疑問でございます。

○達増座長 農業委員会との関係などについて、答えをお願いします。

○東大野農林水産企画室長 農林水産企画室、東大野と申します。農地をどう食料生産のために守っていくかという視点と、あとは地域の土地をどう有効利用していくかといった視点がございます。部会の中でもここに書いてございますように両方の意見がございます。今政府でも色々検討されている訳ですが、農林水産部の考えとしては、市町村さんにできるだけ自由な裁量をしていただくという姿勢では取り組むつもりではございますけれども、向こう4年程度を考えれば、農業会議への諮問も含めこの辺のところ限界ではないかなと考えております。

○達増座長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 農林水産関係ですけど、水産についてはほとんどというか、ゼロなんです、水産については余り問題点はなかったんでしょうか。

それと、もう一つは、水産の団体の指導等についてはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○達増座長 では、答えをお願いします。

○東大野農林水産企画室長 水産関係につきましては、市町村と関係する許可権限があまりございませんで、このところには出てきてございません。

あと、漁業協同組合等の指導につきましては、日常的な指導については、振興局が対応し、団体の運営についても相談に乗ることとしておりますけれども、基本的には本庁で対応しているといった状況でございます。

○達増座長 ほかに、農林水産関係でございますでしょうか。

小笠原委員。

○小笠原委員 これは直接森林保全にかかわる問題なのかどうかちょっと私も疑問なんです、先ごろうちの新聞に高田松原の松が非常に密生していて、ひよろひよろとした松しか生えなくなって、この先この景観が保たれるかどうか心配だという趣旨の記事が出た。あれも国立公園内の松林ということで間伐ができないというふうな事情があるように聞いているわけですが、自然保護とか環境保護という面から見て、国立公園内にあるというだけで手を入れられないまま捨ておかれていいものかどうか、そういうものは市町村で管理して、適正に整備をしていかないと、角を矯めて牛を殺す例えではないんですけども、そういうものも市町村の権限として、適正な判断で処理ができるような体制にならないものかなという思いで発言しました。

○達増座長 具体的な件について、答えられることがあればお願いします。

○望月地域企画室長 自然公園法の規制の関係だと思いますが、後で確認のうえ、連絡させていただきたいと思います。

○達増座長 ほかに農林水産関係ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、県土整備について、県土整備関係で質問、意見ございませんでしょうか。

相原委員。

○相原委員 具体的な事案からする話なんです、今まで県と市町村のいわゆる協力関係の相

場のようなもので、特にそういうものだということでは来たのだとは思いますが、こういうふうな場では改まって考えるということも必要でしょうから、という意味で申し上げますけれども、県のほうの道路事業で、これは予算とかは県が、3けたナンバーの国道なんかですけども、いずれ県の事業予算で整備をするんですが、道路用地の買収を市町村に頼むということがありまして、地元要望して本当につけていただいた予算ですから、まず喜んで全面協力をすると、これは基本です。ところが、用地交渉が難航していったときに、いわゆる残地買収といいまして、四角な土地の真ん中を道路が通るときに残された土地をどうするかという残地問題というのがあるんです。これもルールで、言うなれば県のほうで事業執行上定められたルールで買えるものはいいんですけども、買えないものがあつた場合に、県は買えませんよと、市町村が相談に行ったほうがいい。相手のほうがこれ買ってもらわなきゃ絶対判こつかないと、値段としても二、三千万はするというケースで、金額は実際とはちょっと違うかもしれませんが、結局市町村がそれを負担しない限り道路は通らないみたいなストーリーにだんだんなっていくんですよ。地元で何とかできませんかと言われたわけじゃないけども、県はできませんと、市町村のほうで判断して何か公園用地かなんかの理由つけて買えるんならば早く買って道路を通さないといつまでも貫通しませんよというような流れがあるんですよ。どこの地区でもあると思いますけども。ちょっとこのような形の役割分担というのは、もう少し本来の形をきちっとして、本当に道路を通すためには必要だということならば、市町村と一緒にそこはきちっと県予算でも買っていただくとか、だめならもう最初からだめだというルールでやっておかないと、結局地元の市町村に苦情を言う、すがりつく、そのことによって解決しようとするところがありますので、こういったところは県、市町村の役割分担、協力関係の適切確保という中で一度考えていただいて、簡単に言うと地元の市町村が何もかにも拾わざるを得ないような実態は昔からあるんですけども、これを少しでもオープンに、合理的に、そして最終的には住民の皆さんが納得できるように進めるべきなのかなと思って申し上げます。

○達増座長 ほかにありませんか。

小原委員。

○小原委員 今回の相原さんと似たような話なんですけど、私のほうは土地収用法の適用をもっと容易にしていだけないかと。県庁の中でも土地収用となると全く別な組織の人みたいになっちゃうわけですが、確かにいろんな国民の権利があるわけですし、それをただ公的な圧力で踏みこむにじつてもいいということにはなりませんけれども、特に最近不在地主が多いんですよ。不在地主がその土地を利用していなくて、しかし道路を通すときには絶対だめだと。何倍かのお金払えばいいのかもしれませんが、ごね得を許すような状況に結果としてならざるを得ない。今もお話ありましたんですが、多少理屈をつけて買って済むならまだしも、絶対嫌だというものをそのままにしておくというのは、憲法上の問題もあるかもしれませんが、今このような状況の中で許されていいとはどうしても思えないのです。これは、地元の市町村にとっては大変大きな問題でして、道路が通らなくなってしまうわけですね。学校が建たないとか、いろいろ土地確保するに当たって、特別その土地を持っている人がだれが聞いてもそれは無理だというふうなことだったらいいのですけれども、特段理由がなくても嫌だと。財産権の尊重というのは図っていかなければいけないんですが、もうそろそろ理由がはっきりしないものは土地収用をどんどん適用できるような状況にしなければ、本当に時間も無駄ですし、費用にも無駄ができますし、いい整備ができていけないということで、これは本質にさかのぼると県ではなくて国までいってしまうのかもしれませんが、県でも執行する側の味方になってくれるんですけども、担当のところに行くともうその話が進まないという状況がありまして、これについては県も、国が問題だとすれば、国に対して攻める姿勢を何とかとっていただけないかと。これは権限移譲とは直接関係ないんですけども、これらが公共整備を進める上で大変大きなネックになっているんですが、何とか市町村と一緒に国を攻めるといいますか、その制度の改善にも県としての発言をしていただきたいと思います。

○達増座長 ほかに県土整備関係ございませんでしょうか。

北村委員。

○北村委員 誤解をしているのかもしれないので確認したいのですが、3ページの上のほうに建築確認事務について記述がございます。住民生活に密着した分野であり、市町村で事務が完結

することにより利便性が向上するという記述がありますが、建築確認だけのことをやるのだとすれば、例えば、京都市などでは、8割ぐらゐは東京の民間審査機関で確認をしております。すなわち、市町村で事務が完結することにより利便性が向上するという実態は恐らくないとは思っているのですが、岩手ではどのようなご認識であるがゆゑに市町村で行うのが適切かだというストーリーになるのかどうか、確認をさせていただきます。

○達増座長 では、答えをお願いします。

○橋場県土整備企画室長 県土整備企画室の橋場です。この部分につきましては、建築確認の事務は県内は県が担当している部分、それから市町村、それから盛岡市等にあつては民間で、民間といいますか、団体でそれを確認をするというふうな3本立てになっております。ここで概括的にお話したのは、検討部会のメンバーが市町村の職員の方々と県の職員で構成されている関係から、全県エリアで考えた場合に県の事務を市町村に移譲する際に、市町村がそれを執行する場合という観点からこれを総括したものであります。ですので、大都市ならば非常にそういう広範な業務についても大規模な市等が構成されておりますので、それには対応できると思ひます。県内の実態はまだそういう状況ではないということでありまゝ。

○北村委員 ありがとうございます。私が言ひたいのは、申請をどこに持っていくかという話だけです。実態として民間の審査機関に持っていくケースがはるかに増えているという実態が一般的だと承っております。建築確認について、行政で行うことがはやらない状況になっており、行政しかできないわけではなくなっているものですから、そのご認識がどうかという点でございました。

○達増座長 ほかに県土整備関係ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは教育関係に移りたいと思ひます。

平木委員。

○平木委員 全体に非常に丁寧にまとめていただひいて、教育分野のここに書いてあることはこういう方向なのかなと思ひておりますけれども、今回、もっと突っ込んでほしい、地方分権推進のためにもっと踏み込んでほしいと思ひた最大の点がここでございます。教育委員会の必置規制、全国市長会は必置規制廃止と言ひていますよね。全国知事会のほうは、義務教育は国家がやるものだという一部知事がおられたりするものですから、みんなの意見がまとまていない面があるかもしれません。教育に対する達増知事のお考えを一度じっくり伺ひたいなと思ひておりますが……。全国知事会はちょっとまとまりを欠ひていますけど、全国市長会は教育委員会の必置規制を廃止せよとはっきり打ち出しています。それから、2つ前の農林水産検討部会関係になりますが、農業委員会の必置規制も、全国市長会はこれも廃止せよと主張しています。きちつと自治体の判断で置くかどうか、どういう組織つくてやるかを決めるということだと思ひます。この教育委員会や農業委員会の「必置規制の廃止」まで踏み込んだ分権を、岩手県から国へアピールしてほしと思ひたところでございます。教育関係は国から市町村まで最も縦割りのきつゐ世界なんじゃないですか。それで、どうしてこのようなまとめ方になつたのかなという、失礼かもしれませんが、検討部会の顔ぶれといいますか、検討部会をどういうメンバーでどう進められたかが気になります。教育検討部会に関しては「学校教育の自由度を高めるために云々」という説明があつて「当面はこういう方々で」と、教育長さんたちと校長さん、それと県の教育の分野の方。一番長年、縦割りで厳しくやられているその方々で議論されると、教育委員会必置規制の廃止というところまで踏み込めなかつたのかなという、そんな感じもしてあります。ぜひそこまで事を進めていただきたいと思ひております。

○達増座長 ほかに質問、ご意見など、ございませんでしょうか。

熊坂委員。

○熊坂委員 今平木委員さんからお話でしたが、私全国市長会の地方分権推進委員会委員でございますので、そのとおりでございます。教育委員会につきましては、今各市町村全部にあるわけですが、これもこれからは大幅に見直していいのではないかと、もし市町村で無理だとなれば組合でございますね、そういう方法も考えられると思います。

それから、教育事務所でございますが、今回この会に臨むに当たりまして、各課、教育委員会も含めて詳細な検討をさせていただきましたけれども、教育事務所は宮古市の考えでございますけれども、廃止されたとしても特に大きな支障はないという結論です。これは宮古市の結論です。本庁の教育委員会で十分対応可能ということでございまして、教育委員会と、それから各支部局等にあります教育事務所、この点につきましてもっと踏み込んだ議論をしていただければと思います。もちろん指導主事の件とか非常に大切なところはあるんですけども、そこは市の教育委員会、あるいは組合の教育委員会かもしれません。そういうことを踏み込んだ教育委員会の議論、そういうことも期待したいと思います。

○達増座長 高橋委員。

○高橋委員 今出された教育委員会制度の問題は、制度の一番ベースの問題ですから重要な論点だと思います。それについては、私は重ね重ね申し上げますが、ここに出されている教育検討部会の検討は、非常にバランスがとれたものだろうと、現行の制度を前提として考えた場合ですけども、経緯を踏まえていろいろと考えられていると思いますが、それを前提にして2点ほど問題提起をしたいとします。2点というか、1つの本があって2つに分かれるんですが、このように、よくある議論というのは現場からの経営だと、学校だとか地域だとか、県とか市町村というような行政区画よりもさらに小さいところの自主性というのを重視していくんだという、そういう内容が含まれていると思うんですが、そういうふうなやり方と、あともう一つ先ほど出されました新しい地域経営の計画ですか、それにも関係がある話ですが、目標管理的な管理をしていくんだということがあります。それを行政がやっていくんだということ、これはこれでまた意味のあることだとは思いますが、両者の間の緊張関係というのは非常に難しい問題だろうと思います。

これに関しては2つあるんですけども、第1に県の役割ということ考えたときに、例えば県全体の中で資源管理が、社会資源の管理ですね、公正に効率的にというようなことがあるでしょうし、あるいは教育力を生むためのネットワークの高度化とか組織化とか、そういうことが役割としてはあると思うんですが、問題なのは水準管理ということを県が前面に立ってやる必要があるのかどうかということなんです。これは、一見かなり時流に反するようなことを申し上げているように聞こえると思うんですが、つまり今は国にしても県にしても、そういう行政側が旗を振って学力向上とかそういうことをやっていくのが大きな流れになっておりますので、このような水準管理というようなことを県が目標を掲げてやるというようなことは1つの最近の傾向かなと思うんですけども、これを地方分権の観点から見た場合に、あるいは、行政的な立場から見た場合、県がそういう水準の管理をすると、水準の目標を立ててそれに向けて進めるということがここに掲げられているような極めて分権的な自主性を重んじるようなこととの関係でかなり一致しない場合もあるだろうと考えられますので、その関係はどう一致させていくのかというのが大変困難な問題であると思うわけです。これが1点です。

それと関係がある第2の問題が、この中に、検討意見の中に県が県の役割として岩手の産業や地域の特性などを踏まえた教育のあり方、ビジョンなどを示して、その中から市町村や学校が選択するというようなことが書いてあるんですが、そういうように選択肢を示して選択をするというようなやり方がいいのかどうかということが、つまり選択肢を示す必要があるのかどうかということがあられると思います。恐らくこれは、説明は省略されたので、ひょっとしたら後で説明があるかもしれませんが、多分モデルからの選択という形にしたのは地域の主体性と、それから県としての指導性というものを調和させようとして、県から何らかの形で県全体としての方向を示したいんだけど、かといって何かの水準を一律に課すということにすると主体性がなくなってしまうから、そうすると今言ったモデルから選ばせるという形にするというところで調和を図るというような、非常に苦肉の策というか、工夫されたところだろうと思うんですけども、しかしこのようなモデルからの選択というような形にするのがどのぐらい有効なのかどうかと、県がそういうことをやる意味があるのかというようなことには、いろいろ疑問もありますので、そういう点も問題提起したいと思います。この点

は、最初に申し上げた自主性と目標管理的な傾向というものの緊張関係という基本的な論点から枝分かれしてくる問題だと考えています。

○達増座長 ほかに教育についてございませんでしょうか。

相原委員。

○相原委員 思い出したんですけど、私たしか前回教職員の任命権、特に小中学校の職員の任命権を、処分権も当然含みますけども、これはあるレベルの自治体に移してもいいのではないかと発言したつもりだったんですが、きょうの資料をさっきから見ていますが、どうもそれが無いんですが、そこでもう一度申し上げたいんですけども、これは恐らく教育関係の法令をいじらないとそう簡単にできる問題ではないのかもしれませんが、簡単でないことはわかりますけれども、いま県内の小中学校の教職員の任命権は基本的に県教育委員会が持っているわけですね、地教行法の法律でそのあたりだと思えますけれども。それで、サービスの監督というか、日常のことは市町村の教育委員会が担っていると、こういうことなんです。前回私が申し上げたのは、やっぱり人を育てる教育というのは、本当に究極の最重要施策でありますので、選挙で選ばれたそれぞれの首長を頂点にして議会とセットで人づくりに対しても全責任を持っていきたいなと。ということは、小中学校に勤務する先生方も基本的にその自治体が任命権を持つ形にしていったほうが、教職員の方々もそういう意識で前回申し上げたように市町村の施策というものをよく認識、勉強して、それも踏まえた上で子供たちを教育していただくと、こういうことが可能だと思えますね。ただし、よく考えてみると、小さな町や村なんかですと学校1つしかないとか、そこで任命権持っても次行くところがなくなってしまうとか、そういう問題はあります。だから、その辺を都道府県の教育委員会が権限ではなくて人事調整のお世話をすると、次、奥州のほうにいてくださいと、ちょっとお世話しますからとか、そういうようなことができないかどうか。これは、ある意味で県教育委員会の権限を一部移譲、一部ですが、かなりの部分移譲することになりますね。法律上できないのであれば、これは法制度の問題として考えなきゃいけないと思いますけども、何かそのようなことを私は首長の立場で強く思います。前回も言ったし、今回も言いましたし。また、その受け皿を置けるぐらいの、例えば奥州市ですと小中学校 45校ありますので、一生そこでやっても何とか人事異動回せるぐらいの規模でもあります。もちろん盛岡に行ったり、宮古に行ったり、行ったり来たりしていくことはいいと思いますけども、そのような観点の趣旨ですので、もう一度意見と申しますか、検討の要望ということでございます。

○達増座長 教育関係、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 そろそろ終わりの時間も近づいてきておまして、地域振興・総務、環境生活、保健福祉、商工労働観光、農林水産、県土整備、教育の各行政分野について、言い足りなかったこととか、さらに言いたいこととかありませんでしょうか。

では、はい。

○小田桐環境生活企画室長 先ほど国立公園内における間伐ができないというお話がございまして、すぐお答えできなくて申しわけなかったんですが、国立公園につきましては基本的に国が管理主体になってございます。したがって、県が直接的に国立公園内で事業を行うことは無いわけですが、適切でない森林保全が環境破壊、あるいは自然破壊に向かうようなことが危惧されるとなれば、それは管理主体のいかに問わずに必要な申し入れをしていきたいと考えております。

○達増座長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど申し上げました水産の件なんですけども、いわゆる水産については県で関与する部分が少ない、あるいは市町村で関与する部分が少ないということで検討が出てこなかったのかなと思うんですが、例えば漁協さん中心の水産行政になっているとか、その辺をちょっとお聞きし

たい。岩手県にとって水産が大切だし、いわゆる岩手の北部開発の部分でも水産というのは非常に大きな比重を占めるんですが、この辺の権限というのはどうなっているのか、お聞きしたいんですが。

○達増座長 それでは、答えをお願いします。

○東大野農林水産企画室長 水産業につきまして、水産業全般、余り規制されているような行政ではございませんので、事業を通して振興していくというのが基本的な手法です。したがって、漁港の管理とか、協同組合の設立許可とか、そういったたぐいの事務はございますけれども、言ってみれば産業活動自体について県や市町村のほうで規制をかけるとかそういう部分はございませんので、この検討の中には出てきていないということです。ただし、決して県が水産業について関与が少ないというわけではなくて、水産技術センターや、各振興局に水産部を設置いたしまして、水産業の振興を図ってございます。たまたま市町村と関係する許可とか認可とかが少ないので今回の検討の中には出てきていないというふうに理解していただきたいと思います。

○達増座長 ほかに何か。

小原委員。

○小原委員 振興局のあり方についてでございますが、市町村合併の進展や産業振興の状況等を勘案し、平成 22年度に一定の姿を示すと、こうあるんですが、合併あるなし、あるいは合併の形によってこの中身は変わってくるのでしょうか。あるいは産業振興の状況によって変わってくるのでしょうか。22年に一定の姿を示すというのは、どういう議論の上に絞られて示されたのか。あるいは管内の市町村の意向といいますか、意見といいますか、どういう形で反映されるのでしょうか。このことが非常に気になっているんですけれども。

○達増座長 それでは、質問ですから答えをお願いします。

○藤尾委員 広域局体制への移行の条件ということでございますので、先ほども申し上げましたが、市町村との間の適切な役割分担がきちとなされていくことが望ましいという、それが一番基本になることでありますけれども、いろいろ現在さまざまな状況がございます。しかし、分権が進展することによって、やはり県、市町村が二重行政をやるといったようなことというのは、やっぱりコスト的にも、あるいは実効性ある施策展開の上でもいろいろ問題があるところでございます。そういった課題を整理しつつ、広域局体制のあるべき姿といったようなものを市町村、それから県民の方々といういろいろな意見をすり合わせながらやっていかなければならないという、そういう考え方を一応示しておるわけでございます。

○小原委員 今すり合わせをしつつとおっしゃったんですが、すり合わせはするわけですね。単に市議会に説明して終わりということではなくて。

○藤尾委員 いろいろとご意見をしっかりとちょうだいいたしますので、よろしくをお願いします。

○達増座長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉委員 本日の議論の全般的なことに関するところでございますけれども、議論の中で特に小規模基礎自治体、小さな町村ですけれども、そこが権限移譲の受け皿になかなかなりづらいので、合併して規模を強化すべきだとか、その行く末を心配している意見が多かったんですけれども、本年岩手県町村会におきましてはドイツバイエルン州に調査に入り、ドイツのそういう権限移譲の状況と自治体の大きさの関係、また、補完の関係等を調べたいと思っているところでございます。ご案内のとおり小規模自治体は、フランスは2万余、ドイツは1万 3,000というようなことでございまして、それぞれ日本より人口が3割ぐらい少ない中でそれぐらいのごく小さな基礎的自治体を

有しながら非常に柔軟な水平補完等によりまして、階層的にならないようにコスト的にもすごくリーズナブルになる合理的な自治制度でやっている。ドイツ人もフランス人もそれをとてもいいものとしてやっている。一方日本では総務省はそういう広域連合的なものは屋上屋を重ねるものだから、そういう制度があってもそれは無駄だというような論でしたが、本当にそうなのかどうなのか、当町村会といたしましても調査して、この分権推進会議にも資料を提供しながら参加してまいりたいと思います。

以上でございます。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

小野委員。

○小野委員 時間もないのですみません。一般的なことになるんですけども、やはり権限移譲が進んできていて実際にやられているわけですね。やっぱりその中ではすごく不透明な部分も結構あるのではないかと。先ほど言ったように監督の問題についてもケース・バイ・ケースですよというような部分がいっぱいあって、その一つ一つの事例がケース・バイ・ケースで、1つは住民の利便性ということが第一で、もう一つは二重行政の解消、最終的には市町村でできることに対応する。その対応の仕方についてはケース・バイ・ケースですよというようなことではなくて、ある程度やはり県と市町村と岩手県全体の行政システムのあり方を少しどこかで検討していただいて、それを先ほど稲葉町長さんおっしゃいましたけど、1つのビジョンとして分権を進めていくという、そこら辺の検討会みたいなのが必要なんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木委員 全体的なところなんですけど、例えば保健福祉部のところで、市町村間格差是正の観点から市町村の実施形態の把握とか、それから教育現場の声を吸い上げるとか、いろいろございますけれども、その具体的な調査方法というのでしょうか、声を吸い上げるための方法を一工夫してほしいなど。例えば市町村に住民の声を聞くときに、市町村を通じて住民懇談会みたいな形で持っていくのかわかりませんが、とにかく住民の声、現場の声、そういうものを直接県の側で実態を把握したいのであれば、その把握できるような方法を一工夫しながらやっていただきたいなと思います。アンケート調査とか、実態調査とか、そういう調査が来ましても果たして利用者さんの声、当事者さんの声が反映されるのだろうかと思うこともございますので、私もこうしてほしいという具体性がなくて申し上げているんですけど、その辺をお考えいただきながら実態把握に努めていただきたいなと思います。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、予定していた時間も迫ってまいりましたので、各検討部会から報告された役割分担の考え方については、いただきましたご意見を踏まえながら、次回第3回目の推進会議で権限移譲等推進計画の策定に向け、各検討部会と事務局においては引き続き検討を進めてください。

最後、その他ですけれど、事務局から願います。

○和山主幹 国への緊急提言の関係でございますが、本日のご意見を踏まえさせていただきます。事務局において国に対して緊急的に提言すべき事項を取りまとめ、後日、委員の皆様にご意見を伺った上で、国に対する提言を行いたいと考えておりますので、よろしく願います。

○達増座長 緊急提言の扱いについてはそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○達増座長 では、そのとおりにいたします。

それでは、議事は以上で終わりました。事務局から次回のスケジュールなど事務連絡をお願いします。

○和山主幹 次回の開催は、来年の1月25日金曜日を予定しておりますので、日程の調整をよろしく願いいたします。

事務連絡は以上ですが、ご質問等はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

3 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれもちまして閉会といたします。どうも長時間ありがとうございました。

○達増座長 ありがとうございました。